

入 札 公 告

玉村町役場等における自動販売機の設置場所貸付に係る入札について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和7年7月18日

群馬県佐波郡玉村町長 石川 眞男

自動販売機設置事業者募集要項

玉村町では、町有施設に自動販売機を設置する事業者を募集し、事前審査型一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項及び仕様書等をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 目的

自動販売機の設置に係る公平性・透明性を確保すると共に、町有財産の有効活用を図り新たな財源を確保することを目的とする。

2 入札に付する事項

（1）自動販売機を設置するための町有財産の賃貸借

（2）貸付場所及び面積等

別添1「自動販売機設置の貸付箇所一覧」のとおり

（3）貸付期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（更新なし）

（4）貸付条件等

別添共通仕様書及び別添1「自動販売機設置の貸付箇所一覧」による。

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができる。

（1）自治令第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条の規定による指定を受けた同法第2条第5号に規定する指定暴力団等及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（3）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

（4）法人にあっては群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては群馬県内で事業を営んでいること。

(5) 町税を滞納していないこと。

(6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。

4 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、様式第1号「入札参加申請書」を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 提出期間

令和7年7月18日（金）から令和7年8月1日（金）17時15分まで

(2) 提出先

玉村町役場 3階 総務課 契約管財係

（〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201）

(3) 提出書類（提出部数各1部）

	提出書類	法人	個人	群馬県会計局会計課の入札資格認定を受けている者は省略可
①	入札参加申請書（様式第1号）	○	○	—
②	身分証明（市町村発行のもの）		○	省略可
③	誓約書（様式第2号）	○	○	—
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）	○		省略可
⑤	確定申告書（写）		○	省略可
⑥	印鑑証明書（写し可）	○	○	省略可
⑦	納税納証明書（未納のない証明）（写し可）	○	○	省略可
⑧	設置する自動販売機のカatalog（写し可）	○	○	—

※ ②、④、⑥、⑦については、発行後3ヶ月以内のものとする。

(4) 提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を4（2）提出先に郵送することとする。

※収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず郵便書留で郵送すること。

※4（1）に記載の提出期間内必着とし、期間を過ぎたものは受け付けない。

5 質問書及び回答

(1) 設計図書に対する質問がある場合は、様式第3号「質問書」に質問内容を記入し、電子メールにより提出すること。なお、提出する場合は、送信後、必ず玉村町役場総務課契約管財係まで電話連絡すること。

① 質問期間 令和7年7月18日（金）～令和7年8月1日（金）17時15分まで
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日、業務時間外及び12時から13時までの時間を除く。

② 提出先 玉村町役場 総務課 契約管財係（玉村町役場3階）

メールアドレス keiyaku@town.tamamura.lg.jp

電 話 0 2 7 0 - 6 4 - 7 7 5 1 (直通)

(2) (1) の質問に対しては、書面による回答とし、閲覧に供する。

① 閲覧期間 令和7年8月5日(火)～令和7年8月22日(金)

② 閲覧場所 玉村町ホームページ

6 入札参加資格の確認等

上記4(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和7年8月5日(火)に、申請者あてに結果を通知する。

なお、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、玉村町長に対して入札参加資格がないと認めた理由についての説明を、様式第6号「説明申込書」により求めることができる。

① 提出期限

令和7年8月8日(金) 17時15分まで

② 提出先

4(2)と同じ。

③ 提出方法

郵送とする。4(4)と同じ。

(2) 説明申込書を提出した者に対して、書面により回答する。

8 入札の日時等

(1) 提出書類

様式第4号「入札書」

(2) 提出期間

入札参加資格確認結果通知書の受領時から令和7年8月22日(金) 12時00分まで

※上記時間を過ぎて到着した入札書は、無効とする。

※入札書を受領したときは、受領通知を電子メールにて送付する。

(3) 提出先

4(2)と同じ。

(4) 提出方法

郵送とする。4(4)と同じ。

9 入札方法等

(1) 入札方法

入札は、別添1「自動販売機設置の貸付箇所一覧」に記載のブロック(A～H)ごとに行う。

(2) 入札書に記載する貸貸借料率

入札書に記載する料率は、自動販売機の売上代金に乗じる料率とする。

※設置を希望しない箇所については、該当する枠に斜線を引くこと。

(3) 再度入札

再度入札は行わない。

(4) その他

- ①提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ②入札を公平に執行できないなど、特別な事情がある認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。
- ③入札に参加する者が1者であっても入札を執行する。

10 入札保証金

免除

11 無効な入札等

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者が行った入札
- ② 同一の入札において同一人が行った2つ以上の入札（代理の場合も含む。）
- ③ 不正行為による入札
- ④ 料率、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確な入札書で行われた入札
- ⑤ 記名押印を欠く入札及び料率を訂正した入札
- ⑥ 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札
- ⑦ その他入札に関する条件に違反した入札
- ⑧ 8（2）に記載の時刻を過ぎて到着した入札書による入札

12 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年8月22日（金）14時00分

(2) 場所

玉村町役場 3階 北会議室

13 落札者の決定方法

- (1) 町が定める予定料率以上で最高の料率をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 貸付については、1事業者につきブロックごとに1台の契約とする。
- (3) B、F、Hブロックの入札については、ブロックごとにそれぞれの入札料率と併せて設置希望順位を記載する。設置希望順位に従って、各場所の落札料率が高い者から1事業者につき1ヶ所まで契約ができるものとする。
- (4) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札事務に関係のない町職員にくじを引かせ落札者を決定する。

14 落札結果の公表

落札結果は、落札者決定後、町のホームページにて公表する。

15 契約

- (1) 「町有財産貸借契約書（案）」のとおりとする。
- (2) 落札者は令和7年8月29日（金）までに、契約書に記名押印のうえ総務課契約管財係に提出する。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合（上記（2）の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失う。
- (4) 契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。
- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

1.6 契約保証金

免除

1.7 貸付料の納付

貸付期間中の各年度ごとに、町が発行する納入通知書により当該年度分を一括納入することとする。

1.8 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、自治令、玉村町財務規則（平成12年規則第7号）の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消並びに普通財産貸付契約の解除を行うことがある。

1.9 問い合わせ先

〒370-1192

佐波郡玉村町大字下新田201

玉村町役場 3階 総務課 契約管財係

電話：0270-64-7751（直通）

FAX：0270-65-2592

メール：keiyaku@town.tamamura.lg.jp